

学校法人高田学苑役員評議員報酬規程

(昭和60年4月1日 施行)
改正日 平成23年3月28日
(令和8年6月9日 理事会確認)

(目的)
第1条 この規程は役員及び評議員(以下「役員等」という。)が学苑の用務のため理事会及び評議員会に出席又は監査を執行した場合に支給する報酬の額等について定めることを目的とする。

(報酬の額等)
第2条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。
(1) 理事、監事 日額3万円(半日2万5千円)
(2) 評議員 日額2万円(半日1万5千円)
2 前項に規定する報酬は、その職務に従事した日数に応じてその都度支給する。

(報酬の調整措置)
第3条 学苑の職員(学苑長を含む。)のうちから役員等に委嘱された者については、報酬は支給しない。

(規程の改廃)
第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則
この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
附 則
この変更規程は、平成2年11月1日から施行する。
附 則
この規程は、平成8年5月27日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。